

介護事業者の事故対応

「身体拘束はしない介護方針」という説明でトラブルに

—身体拘束を要求する家族への対応—

■「車いすにベルトをしてくれ」という息子

Mさん（男性・88歳）は要介護4、重度の認知症利用者です。以前は認知症もなく居宅でお元気に暮らしていましたが、転倒して大腿骨を骨折しボルトで固定する手術をしました。骨折が完治すれば元通りに歩行機能が回復する予定でしたが、入院中に認知症を発症しリハビリができなくなり、歩行機能が戻らぬまま退院ということになりました。家族は居宅での介護を諦めたため、Mさんは特養に入所することになりました。

ところが、入所前の家族との打ち合わせで、長男が「認知症の父は自立歩行できると思い込み、車椅子から立ち上がり、転倒する危険があります。病院では車椅子ベルトで立ち上がらないようにしていたので、こちらでもベルトをして欲しい」と申し出がありました。相談員は「当施設では拘束しない介護方針であるのでベルトで縛ることはできない」と説明をしました。入所を断られると困ると考えた家族は仕方なくベルトを外すことを了解しました。

ところが入所1週間後、Mさんは車椅子から立ち上がろうとして転倒し、再び大腿骨を骨折して入院治療となりました。家族は「だから車椅子にベルトをしてくれと言ったのに。あなた方施設の方針で転倒させたのだから、これは施設の責任だ。治療費は全てそちらで払ってもらいます」と主張しますが、相談員は「入所時にご家族が了解したのだから、家族で責任を持って欲しい」と主張を行い、結果的に大きなトラブルとなりました。ではこのようなケース（家族が身体拘束を望んでいる場合）はどのように対処したら良いのでしょうか？

どのように対応すれば良かったのでしょうか？

入所時の身体拘束に関するご家族への説明は？

[事例から学ぶ対応のポイント]

■ 法令で禁止されていることを説明する

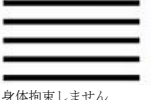
本事例の問題点は、家族に対して身体拘束に関して「しせつの方針で行わない」と説明していることです。病院での身体拘束を受け家族は「事故を防ぐためには拘束は当然」という意識を持っています。なぜなら病院の医師に「拘束しないで事故でも起こったら誰が責任を取りますか？」・「事故を防ぐことが最優先、そのためには多少の拘束はしょうがない」という考え方を伝えられているからです。

このような意識の家族に対して「しせつの方針で身体拘束をしない」と説明すれば、施設独自の方針と受け取られ、事故が起きた時には「あなたたちの方針で事故が起きたのだから補償するのは当たり前」という主張になってしまいます。したがってまず、身体拘束は法令で禁止されていること、介護保険指定事業所である特養は法令の遵守しなければならないことを伝え、身体拘束が与える本人のにとってマイナスかをしっかり時間をかけて説明しなければなりません。

■ 転倒防止策もきちんと説明する

さて、次に法で禁止されているため身体拘束はできないと納得をしていただいても、身体拘束をしないことで発生する転倒リスクに対して何の防止対策も講じないのでは家族に対して無責任な印象を与えてしまいます。そこで、家族には「どのようなリスクに対して施設ではどのように対処するのか」を伝える必要があります。ここで、注意すべきことは「お父様は徘徊中に転倒の危険がありますので、職員による見守りをできる限り強化いたします」など、具体性のない説明をしないことです。職員の見守りを強化しても事故は防げませんし、逆に事故が起きた時「見守りを強化すると聞いたのに、してもらえなかったから事故が起きた」と主張されてしまいます。ですから、具体的な事故防止策を説明したうえで更に、「これらの防止策を全て実行しても100%事故を防ぐことは難しい」と説明することが必要です。

介護方針



身体拘束しません

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882